

四日市市告示第168号

四日市市電気バス導入促進事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年3月26日

四日市市長 森 智広

四日市市電気バス導入促進事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市電気バス導入促進事業補助金交付要綱（令和5年四日市市告示第549号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（補助対象自動車） 第4条 補助の対象となる自動車（以下「補助対象自動車」という。）は、<u>電気バスであって、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。</u> （<u>1</u>）（略） （<u>2</u>）（略） （<u>3</u>）（略）	（補助対象自動車） 第4条 補助の対象となる自動車（以下「補助対象自動車」という。）は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。 （<u>1</u>）<u>大型車（車両の長さ9メートル以上又は旅客席数50人以上の車両）の電気バスであること。</u> （<u>2</u>）（略） （<u>3</u>）（略） （<u>4</u>）（略）

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

（環境部環境政策課）